

事務連絡
令和3年1月4日

障害福祉サービス事業所を運営する法人の代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染症のクラスター発生に伴う注意喚起について

障がい福祉サービス事業所の職員の皆様におかれては、コロナ禍の厳しい状況の中、地域の生活基盤を支えるサービス提供を継続していただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび県内の保育施設において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生する事案がありました。

保育施設に限らず、社会福祉施設は利用者とその家族等の生活に欠かせないものであり、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。

つきましては、今回のクラスター発生施設を対象とした、鳥取県新型コロナウイルス対策専門チームによる点検調査の結果（下記参照）をお知らせしますので、参考としていただくとともに、感染症予防に関する厚生労働省からの各種通知の掲載場所をお送りしますので、引き続き感染症予防の徹底についてよろしくお願ひします。

記

（参考）クラスター発生施設における専門家チームによる点検調査の結果概要

感染予防対策ができていない、若しくは不十分な点があり、改善が必要である。

- ・体調が悪い職員が勤務に出ることがないように、職員の健康管理を徹底すること
- ・消毒に使用していた電解水は効果が期待できないため、アルコール等適切な方法による消毒を行うこと
- ・給食の際は、対面を避け、一方向を向いて座わらせていたが、横を向いて会話することもあるため、対面でもよいので十分な距離を開けること
- ・職員が休憩室等で飲食する際はマスクを外す時間を最低限とし、適切な距離を保つこと
- ・冬場に入り、換気しにくくなっているが、換気はこまめに行うこと

（参考）感染症予防に関する厚生労働省からの通知等

- ・ 障害福祉サービス施設・事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、ウイルスを「持ち込まない」、「広めない」ための取組が重要です。
- ・ このためには、手指消毒、マスク着用、定期的な換気といった基本的な感染予防策が極めて大切です。
- ・ 加えて、発熱等の症状が認められる場合に出勤を行わないことの徹底等、職員の方々の健康管理や、感染の疑いを早期に把握できるよう、利用者の方々の健康状態や変化の有無等に留意すること等の日々の取組も重要です。
- ・ 無症状でもウイルスを保有している職員が、施設にウイルスを持ち込んでしまう可能性もあり、可能な限りの対策を行った上で、もし体調が悪い時には速やかに相談できる環境を整えていくことが重要です。
- ・ また、感染者や濃厚接触者が発生したことを想定したシミュレーションを行っておくことも有用です。
- ・ これらについて、以下の事務連絡等を参考に、日頃から感染症対応力向上を図ることが望まれます。

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関するQ & A（グループホーム関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関するQ & A（障害児入所施設関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和2年10月15日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html